公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１３５８号
仙台市宮城野区高砂１丁目11番地の６　アビタシオン・α408
債務者　佐々木美紀子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　貞悦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
山梨県甲府市相生３丁目８番３号
債務者　森本　直幸
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　悟史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
山梨県甲府市相生３丁目８番３号
債務者　森本　浩一
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　悟史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５６号
堺市堺区中田出井町２丁１番20号、前住所堺市中区福田841番地９
債務者　岸本　雅亘
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
佐賀県西松浦郡有田町外尾町丙1176番地１
債務者　齊藤　竜三
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江越　正嘉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１９４号
佐賀県西松浦郡有田町大樽１丁目３番５号
債務者　齊藤　　彰
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江越　正嘉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第８０５号
大阪府岸和田市本町16番３号
債務者　おくの商会こと　奥野　忠昭
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８０６号
大阪府岸和田市本町16番３号
債務者　奥野　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８１２号
大阪府泉佐野市長滝4045番地、住民票上の住所大阪府泉佐野市俵屋407番地
債務者　木戸陽一郎
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大畑　道広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８１４号
大阪府泉佐野市俵屋407番地
債務者　木戸　久吉
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大畑　道広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８１５号
大阪府泉佐野市俵屋407番地
債務者　木戸　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大畑　道広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
兵庫県伊丹市宮ノ前１丁目４番24―1102号
債務者　岡野　英二
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４３７号
兵庫県伊丹市宮ノ前１丁目４番24―1102号
債務者　岡野眞紀子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８６８号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目30番１―301号
債務者　野竹　美代（旧姓岡西）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２１号
福島県いわき市内郷綴町一之坪62番地、前住所福島県いわき市内郷高坂町立野59番地の２
債務者　小松　由樹
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　淑彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２２６号
福島県いわき市好間町中好間字江添４番地の１
債務者　大内　則子（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　淑彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福島地方裁判所いわき支部